2026年10月31日

行政書士谷国際法務事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-2 ビュレックス麹町403
TEL 03-6261-0080 ／ E-mail info@tilc.jp ／ https://www.tani.biz/

在留手続の手数料改定(2026年10月1日施行)について

在留資格変更許可・在留期間更新許可・永住許可等の手数料が引き上げられました

出入国在留管理庁は、2026年10月1日から在留手続に関する手数料を改定しました。在留資格変更許可・在留期間更新許可・永住許可の手数料が大幅に引き上げられています。その概要をご案内いたします。

1. 改定の概要

- 2026年10月1日以降に**受け付けられた申請**から、新しい手数料が適用されます。
- これまで在留期間にかかわらず一律であった手数料が、**許可される在留期間の区分に応じた金額**に改められました。
- 永住許可の手数料は**10,000円から200,000円**に引き上げられました。
- 手数料は窓口申請とオンライン申請で異なる金額が定められており、**オンライン申請の方が低く**設定されています。

2. 改定後の手数料(在留資格変更許可・在留期間更新許可)

許可される在留期間	窓口申請	オンライン申請
3月以下	**10,000円**	**10,000円**
3月超6月以下	**18,000円**	**15,000円**
6月超1年未満	**25,000円**	**21,000円**
1年	**33,000円**	**27,000円**
1年超3年未満	**48,000円**	**42,000円**
3年以上5年未満	**64,000円**	**56,000円**
5年以上	**75,000円**	**65,000円**
永住許可	**200,000円**	オンライン申請不可

※ オンライン申請の場合、上記の手数料に加えて決済手数料(許可される在留期間が3年未満は330円、3年以上は550円)が必要です。例:1年の在留期間更新をオンライン申請した場合の総額は27,330円です。

※ 改定前の手数料は、在留期間にかかわらず窓口6,000円・オンライン5,500円でした。2026年9月30日までに受け付けられた申請は、許可が10月1日以降になっても改定前の手数料が適用されます。

※ 「技術・人文知識・国際業務」の在留期間は、3か月・1年・3年・5年の4種類です。

※ 再入国許可(1回限り3,500円・数次6,500円、いずれも決済手数料220円)および就労資格証明書の交付(1,600円、決済手数料220円)も、2026年10月1日以降のオンライン申請分から上記の額となります。

3. オンライン申請の手数料の納付方法

- 2026年10月1日以降のオンライン申請では、**収入印紙による納付ができなくなりました。**
- 納付は**コンビニ決済**または**銀行決済(Pay-easy:ATM・インターネットバンキング)**で行います。一部のコンビニでは利用できない場合があります。
- クレジットカード決済・QRコード決済には対応していません。

具体的な操作手順は、当事務所ウェブサイトの新着情報に掲載している「コンビニ決済」「銀行決済」の手順書(出入国在留管理庁資料)をご覧ください。

4. 手数料の減額・免除措置

生活に困窮し人道上の配慮を要する方等を対象に、手数料を減額する措置(在留資格変更・在留期間更新は10,000円、永住許可は20,000円)が設けられています。ただし、オンライン申請は減額措置に対応しておらず、窓口申請が必要です。また、外交・公用の在留資格に係る手続等については免除措置があります。

5. 当事務所でのお取扱い

- 今回の改定は官公署に納付する手数料(実費)の変更であり、**当事務所の報酬額の改定ではありません。**
- 手数料の額は許可される在留期間によって決まり、審査が終わるまで確定しません。そのため当事務所では、原則として手数料の立替払いは行わず、**企業様または申請人ご本人様から直接納付**していただいております。
- 永住許可申請は手数料が200,000円と高額になるため、ご依頼の際にお支払方法をご相談ください。
- 在留資格認定証明書(COE)交付申請には入管に納付する手数料がないため、今回の改定の影響はありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

出典:出入国在留管理庁「令和８年１０月１日付け在留許可手数料の額の改定等について」https://www.moj.go.jp/isa/01_00644.html／同「オンライン申請における手数料額及び手数料納付方法について（２０２６年１０月１日以降の申請分のみに適用）」https://www.moj.go.jp/isa/11_00107.html／同「令和８年１０月１日以降における在留許可手数料の減額措置又は免除措置について」https://www.moj.go.jp/isa/10_00273.html